

長野県知事 阿 部 守 一 様

平成 25 年 11 月 25 日付 25 環政第 140 号で照会のありました中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書【長野県】に関する環境保全の見地からの意見等について、下記のとおり回答します。

南木曾町長 宮 川 正 光

記

項目	区分	見解	意見①
	全体的な意見		<p><b>県知事への意見</b></p> <p>J R 東海の準備書説明会は、環境評価が広範囲に及ぶためなのかパワーポイントと録音による総体的かつ画一的な説明が中心であり、地域に関する資料や説明は不足しており、具体性と丁寧な説明といった点で欠けていたため、地域住民の不安を助長し不信感を抱かれたことは否めない。</p> <p>また、J R 東海も準備書で述べているとおり、評価は調査結果からの予測であり不確実性がある。</p> <p>こうしたことから、町内の各団体から町に対して多くの意見が寄せられている。町としても、地域の環境を保全し地域住民の安全安心を確保する責務があり、準備書の個別事項について意見を述べる前に、まずもって J R 東海に対し地元自治体、地域住民に対する誠実な対応を強く望むものである。J R 東海は事業者である以上、十分な説明をする責任がある。</p> <p>以上の観点から、J R 東海に南木曾町と「環境保全に関する協定書」あるいは「覚書」を交わすよう強く求めるものであるが、J R 東海が個別の協定に応じない場合には、県が市町村を代表して J R 東海と協定書を交わすよう要望する。</p> <p>なお、協定については、①誠実に説明責任を果たすこと。②地域の理解を得て事業を進めること。理解が得られない場合には、事業を一時休止すること。③確実に保全対策を実施し、定期的に状況を報告すること。④工事前調査・工事中調査・工事後調査のデータを公表すること。⑤補償方法及び補償の対象について明確にすること。などが想定される。</p> <p>また、地域住民との対話を重視し工事に着手する際には、具体的な内容の説明会を各地区で実施すること。</p>

項目	区分	見解	意見②
大気環境騒音・振動・粉じん	工事車両の運行による住民生活への影響	38 頁 から 41 頁 46 頁 から 49 頁 事業計画 工事計画 ・ 施設計画	<p><b>J R 東海へ提出した町の意見（見解 33 頁）</b></p> <p>大量の工事車両の通行に伴い、生活道路である町道の混雑、渋滞が予想されるので、通勤通学・地域バスの運行など住民生活に支障がないよう十分に配慮すること。</p> <p>また、町道に近接する住宅や工場、公共施設等に振動騒音などによる支障がないよう環境保全に配慮すること。</p> <p>仮にその様な支障が生じた場合には、運行計画の見直し、ガードマン等の配置、町道の保全（補修）など、J R の責任において適切な対応を行うこと。</p> <p>さらに、完成後の交通量に対する環境への影響評価が必要ではないか。</p> <p><b>県知事への意見</b></p> <p>町の意見のほかに地元の蘭地域振興協議会及び広瀬地域振興協議会から「地域内に集中する非常口 2 か所は受け入れられないので、再検討をお願いしたい」との意見が J R 東海に出され、町及び議会にも同様の意見が提出されている。</p> <p>見解では、『トンネルの施工計画、工事工程と非常口までの道路が確保できること、トンネル発生土をできる限り地域の生活道路を通ることなく運搬できることを考慮した位置であり、設置が必要である』（見解 48 頁）としている。</p> <p>しかしながら、非常口 2 か所の位置が近接しており 1 か所の場合と単純に比較したとき、地域生活への支障は 2 倍程度の影響を受けると予測されることから、町としても非常口 2 か所の設置は受け入れられないと判断している。特に、当地域は国道 256 号が主要幹線であり生活道路でもあるため、道路改修しても大量の工事車両の通過は極めて困難である。</p> <p>また、見解では、『必要により待避所や安全施設の設置、安全な歩行ルート確保、部分的な拡幅、舗装の改良、交通誘導員の配置などを道路管理者・地元自治体等と協議調整のうえ実施していく』（見解 40 頁）とあるが、夏虫地籍（Y）あるいは尾越地籍（Z）どちらの非常口を使用する場合でも、非常口から国道 256 号までの作業用道路については、地域の生活を考慮し、J R 東海で新たに整備することを要請するので、J R 東海の責任において町の要請に応えることを環境影響評価書に明記すること。また、国道 256 号（梨の木沢橋から漆畑地籍）の道路改良工事に影響することがないように配慮すること。併せて、工事着工後、工事後の交通量の変化について調査すること。</p> <p>その後の状況の変化として、現在、当地域では地域の全面的な協力を得てバイオマス発電所の建設計画が具体化している。町も企業誘致を支援している。現在、バイオマス発電所に係る環境影響評価が行われているので、環境調査・予測について相互に調整し、環境評価を再検討するとともに、尾越地籍の非常口においては、バイオマス発電の資材運搬路となる道路を使用しないよう計画すること。</p>

項目	区分	見解	意見③
大気環境騒音・振動・粉じん	工事車両の運行による観光への影響と妻籠宿への影響	38頁から41頁の事業計画画工事計画	<p><b>J R 東海へ提出した町の意見（見解 35 頁）</b></p> <p>国道 256 号の妻籠宿付近には、駐車場が 4 か所あり多くの方が利用するが、1 日当たり 690 台の工事車両が通行するとなると、利用者の安全面に対する不安と交通渋滞が心配される。</p> <p>適切な運行計画に配慮するとあるが、実際にこの台数が通行するとなると予想以上の状況になると思われる。</p> <p>妻籠宿保存地区に配慮した十分な対応を取ること。</p> <p>工事車両が大量に通行することによる不安を感じる。</p> <p>観光ハイシーズン時には、観光車両との混乱が予想されるため、工事車両の運行計画を早めに示し協議すること。（見解に意見の概要は記載されていない）</p> <p><b>県知事への意見</b></p> <p>準備書では、観光シーズン中の交通量について調査した形跡が見当たらない。また、見解においては『周辺の道路状況、交通渋滞の状況を把握し、地元と調整を図りながら、工事用車両の運行計画の検討等を行うなど、観光客も含めできる限り影響が低減できるように努めます』（見解 41 頁）と一般的な対応のみの記載で、観光客の自動車・観光バス等への対応策が見当たらない。</p> <p>非常口を 1 か所に見直し工事用車両の通過予測、最大日 690 台を削減しない限り、住民生活と産業活動に対する影響は避けられない。</p> <p>妻籠宿は、ご承知のとおり海外からも大勢のお客様が訪れる国際観光地であると同時に、町並み保存の活動を通じて日本の重要伝統的建造物群保存地区の先駆けとして世界に知られる地域でもある。</p> <p>地元の公益財団法人妻籠を愛する会が意見を提出しているとおおり、適切かつ十分な対応をしなければ、妻籠宿の保存と観光の継承は困難な状況に陥ることもあり得ると懸念される。</p> <p>こうしたことから、重要伝統的建造物群妻籠宿保存地区の条例を遵守するとともに、環境影響評価書においては、妻籠宿保存地区への対応及び観光客等への安全対策など適切な対応について記載すること。</p> <p>また、国道 256 号沿いには、妻籠宿をはじめ南木曾温泉郷・桧笠の里・蘭山麓キャンプ場・富貴畑温泉・木地師の里などの施設が集中する産業振興地域である。観光業や伝統工芸などを営む者に損害を与えた場合には、その損害を補償すること。これについて協定書または覚書を結ぶこと。</p>

項目	区分	見解	意見④
大気環境 騒音・振動・粉じん	配慮が必要な施設	64頁 生活環境 大気環境 大気質	<p data-bbox="395 356 971 389"><b>J R 東海へ提出した町の意見（見解 63 頁）</b></p> <p data-bbox="421 405 1511 488">4-2-2-51 大気質の配慮すべき施設の表に、南木曾町社会福祉協議会が運営する介護保険施設「宅老所喜楽庵（デイサービス）」が漏れている。</p> <p data-bbox="421 501 1511 584">環境影響評価書に追記し、福祉施設の運営に支障のないよう環境への配慮を適切に行うこと。</p> <p data-bbox="395 689 603 723"><b>県知事への意見</b></p> <p data-bbox="421 739 1511 1014">見解では、『「宅老所喜楽庵」については、評価書にて修正いたします。また、路線から離れておりますが、工事用車両の運行に伴い、宅老所の送迎等に影響が生じないように努めてまいります』（見解 64 頁）と記載されているが、「宅老所喜楽庵（訪問介護）」の位置は国道 256 号に近接しており、直接的に工事用車両の通行による影響を受ける福祉施設である。国道 256 号は、当該施設への唯一の道路であり迂回路はない。</p> <p data-bbox="421 1028 1511 1111">準備書の説明会后、提出された意見に対して十分な現地調査をしたのか疑問である。現地を再確認し適切な評価を行い十分な対応を行うこと。</p> <p data-bbox="421 1171 1511 1254">また、蘭保育園への影響や南木曾小学校・中学校の通学に対する影響が懸念されることから、適切な対応をすること。</p>

項目	区分	見解	意見⑤
水環境 水質	公共用水域 河川への排水 水の濁りと汚れ	88頁 生活環境 水環境・水質	<p data-bbox="391 358 973 398"><b>J R 東海へ提出した町の意見（見解 85 頁）</b></p> <p data-bbox="414 414 1508 593">トンネル工事に伴う濁水は、保全措置を実施し、公共用水（河川）へ排水する。また、保全措置の効果が判断できることから、事後調査は実施しないとしている。しかし、排水による水質の変化については、有害な重金属の混入もあり得ることから、工事前、工事中、工事完了後において継続した水質調査を行うこと。</p> <p data-bbox="446 604 1173 638">また、地元漁業組合等への説明、意見聴取を行うこと。</p> <p data-bbox="391 739 606 779"><b>県知事への意見</b></p> <p data-bbox="414 795 1508 1019">見解では、『工事中に実施する工事排水の水質測定結果は、必要により地元自治体にお知らせします』（見解 88 頁）とあるが、水質調査については、定期的に調査を行い、事前調査のデータと併せて工事中、工事後のデータを公表するとともに、町に提供し説明すること。また、定期的に環境保全の状況を報告し、町職員の現地確認に応じること。</p> <p data-bbox="414 1030 1508 1164">有害な重金属について触れられていないが、放射性物質など未知の鉱床などの存在も懸念されるため、掘削土について定期的に検査を行い、そのデータを広く公表するとともに、町に提供し説明すること。</p> <p data-bbox="414 1176 1508 1265">仮にそうした物質が確認された場合には、環境を保全する適切な対応と詳細な説明を行うこと。</p> <p data-bbox="391 1321 598 1355"><u>以下の意見は、</u></p> <p data-bbox="414 1366 1364 1406"><u>意見⑥・意見⑦・意見⑧に記載するデータの公表について同様である。</u></p> <p data-bbox="414 1467 1508 1556">水環境に関する環境影響調査のデータの公表については、現時点で把握しているデータ（観測地点・観測項目・観測期間等）を公表すること。</p> <p data-bbox="414 1568 1508 1691">また、J R 東海が工事前・工事中・工事後の調査を実施するとしている調査については、観測地点・観測項目・観測期間、観測方法等の計画を明らかにして、早急に地元自治体と協議すること。</p>

項目	区分	見解	意見⑥
水環境 水資源	事後調査・ 減水に対する 補償	98 頁から 1 0 0 頁 生活環境 ・ 水資源	<p data-bbox="395 365 970 398"><b>J R 東海へ提出した町の意見（見解 95 頁）</b></p> <p data-bbox="421 412 1509 539">妻籠水道水源保全地区の下をトンネルが通る計画であるが、この地域の水は飲用水として重要な水源であるばかりではなく、非常に美味しい水質でもある。山梨県の上野原市では、トンネル工事に伴い水道水源が濁水する事態が生じている。</p> <p data-bbox="421 555 1509 636">工事前、工事中、工事完了後、一定期間調査を行うとあるが、濁水は工事完了後すぐに分る場合だけではなく、何十年もかかる場合もある。</p> <p data-bbox="421 651 1509 732">一定期間ということ、法の基準に沿って行うということではなく、半永久的に調査を行うこと。</p> <p data-bbox="451 748 1350 781">また、濁水・減水した場合の補償についても十分な確約をすること。</p> <p data-bbox="395 891 603 925"><b>県知事への意見</b></p> <p data-bbox="421 938 1509 1211">水源保全地区の豊かな水は、飲料水としてライフラインを支えるだけでなく、農業用水、水産業用水など地域の経済を支えるとともに、妻籠宿保存地区の景観に欠かすことのできない資源であり、地元の公益財団法人妻籠を愛する会から水枯れや減少を懸念する強い意見が提出されている。さらに、ボーリング調査を行った跡を利用して水位の調査を行っているが、水が自噴したとの報告も聞いているので、その詳細説明とデータの公表を行うこと。</p> <p data-bbox="421 1272 1509 1592">見解では、『国の補償基準に則って、工事完了後に必要なものも含めて、適切に対応させていただきます』（見解 98 頁）、『工事前・工事中・工事後の調査を実施します。なお、調査機関などにつきましては、工事中の水源の状況や地元並びに専門家の意見を踏まえ検討します』（見解 100 頁）としているので、そのデータを公表するとともに、町に提供し説明すること。町が調査に立会を希望した場合には認めること。また、国の補償基準の事後調査は 30 年であるが、住民の生活は 30 年以後も脈々と続くものである。</p> <p data-bbox="421 1608 1509 1736">工事後の調査については、永久的な調査を行う必要があること。仮に水枯れ・水質汚濁等が生じた場合には、早急な対策を講じること。また、永久的な調査を行うことや万が一の場合の対応策と補償について、協定書または覚書を結ぶこと。</p>

項目	区分	見解	意見⑦
水環境 水資源	水源の分布状況と対策・簡易水道水源の保全	98頁から100頁	<p><b>J R 東海へ提出した町の意見（見解 96 頁）</b></p> <p>町内を通過するトンネル上部付近には、町簡易水道の水源があるため、工事着手前・工事中・工事完了後も水質、水量等の調査を継続して行うこと。 仮に水枯れ・水質汚濁等が生じた場合には、早急な対策を講じること。 また、その点を環境影響評価書に明記すること。 ◎大山高区水源（表流水） ◎向ヶ原水源（表流水） ◎大妻籠水源（伏流水）</p> <p><b>県知事への意見</b></p> <p>見解では、『工事前・工事中・工事後の調査を実施します。なお、調査機関などにつきましては、工事中の水源の状況や地元並びに専門家の意見を踏まえ検討します』（見解 100 頁）としているので、そのデータを広く公表するとともに、町に提供し説明すること。町が調査に立会を希望した場合には認めること。 また、当地域には清内路峠断層、馬籠峠断層、阿寺断層の破碎帯が存在し、活断層のズレや大規模地震が予想される地域であるため、それらを十分考慮した対策を講じること。 仮に水枯れ・水質汚濁等が生じた場合には、早急な対策を講じること。また、万が一の場合の対応策と補償について、協定書または覚書を結ぶこと。</p>

項目	区分	見解	意見⑧
人と自然との触れ合いの活動の場	温泉源の保全についで	98頁から100頁	<p><b>J R 東海へ提出した町の意見（見解 96 頁）</b></p> <p>当地域には、富貴畑温泉・蘭温泉・南木曾温泉の施設があるが、その温泉水源への影響が懸念される。</p> <p>このため、水道水源と同様に、工事着手前・工事中・工事完了後も泉質、水量等の調査を継続して行うこと。</p> <p>仮に温泉水が濁水・減水する等が生じた場合には、早急な対策を講じること。</p> <p>また、その点を環境影響評価書に明記すること。</p> <p><b>県知事への意見</b></p> <p>見解では、『富貴畑温泉、蘭温泉、南木曾温泉については、蘭川を挟んで路線の対岸に位置しており、準備書 8-2-3-37 に記載のとおり予測検討範囲外であることから、影響は生じない』（見解 100 頁）としているが、十分な説明がないうえ、温泉源とトンネルの縦断関係が明らかにされていない。</p> <p>影響を生じないとする資料を具体的に示し、町及び温泉管理者への説明を行うこと。</p> <p>100%影響がないと証明できない場合は、工事着手前・工事中・工事完了後に温泉の水質、水量等の調査を行い、データを公表すること。仮に温泉水が濁水・減水する等の事態が生じた場合には、早急な対策を講じるとともに、営業補償等について環境影響評価書に明記するとともに、万が一の場合の対応策と補償について、協定書または覚書を結ぶこと。</p>



項目	区分	見解	意見⑨
環境への負荷	発生土の処分	138頁	<p><b>県知事への意見</b></p> <p>長野県下における発生土の処分の方法は、何も決まっていないに等しい状況である。見解では『計画を具体的に検討していく中で、場所に応じた環境保全措置を事業者で選定し、関係する自治体も含め地元にお示しした上で、事後調査によりその効果を確認してまいります。発生土置き場については、安全を確保のうえで具体的な計画を進めてまいります。なお、公共事業等で有効に活用して頂くための情報提供や発生土置き場は、長野県を窓口として関係機関や自治体等と調整させていただきたい』（見解 138 頁）とある。</p> <p>南木曾町の地形は、急峻であり地質は風化の進んだ脆弱な花崗岩地帯であるため過去に幾多の大災害を経験しており、木曾川左岸全体（蘭川流域全体）が国直轄の砂防地域に編入されている。</p> <p>また、土砂災害防止対策法に基づき作成された南木曾町ハザードマップにおいても、町内全域に特別警戒区域や警戒区域が広がっている。</p> <p>こうしたことから、リニア中央新幹線の工事で発生する大量の土砂の仮置場及び最終処分場の受け入れについては、災害を誘発する恐れがあることから困難である。</p> <p>J R 東海においては、そうした点を念頭に事業を進めること。発生土処理の様々な課題について、地元住民や自治体等の理解が得られない限り事業に着手しないこと。</p> <p>また、発生土を町外へ持ち出すことが予想されることから、非常口は1か所として発生土量を削減するとともに、運搬中の土砂が飛散することのないよう覆いを完全に実施すること。</p>

項目	区分	見解	意見⑩
動物	ゲンジ	150頁	<p>J R 東海へ提出した町の意見（見解 146 頁）</p> <p>非常口（Y）の計画個所である夏虫地籍は、以前よりゲンジ蛍の生息地として知られている。ゲンジ蛍の生息状況を調査しヤード建設時、工事中、工事後について、ゲンジ蛍の保護について適切に対応すること。</p>
重要な種及び注目すべき生息地	自然環境	動物	<p>県知事への意見</p> <p>見解では、『同種の生息環境が広く分布しており生息環境は確保されること、工事の実施に伴う排水は、必要に応じて沈殿池、濁水処理装置を配置し処理することにより、本種の生息環境への影響は及ばないことから、生息環境は保全される』（見解 150 頁）としているが、予定か所の現地を確認する限り、ヤード建設位置はゲンジ蛍の生息地のほぼ中心に位置しており、影響が及ばないとする J R 東海の見解には疑義がある。</p> <p>南木曾町内 1 か所の非常口をこの夏虫地籍とする場合には、ゲンジ蛍の保護対策を実施すること。</p>

項目	区分	見解	意見①
景観及び人と自然との触れ合いの活動の場	重要伝統的建造物環境保存地区・中山道の触れ合いの活動の場	1 3 3 頁 生 活 環 境 人 と 自 然 の 触 れ 合 い の 活 動 の 場	<p><b>県知事への意見</b></p> <p>妻籠地区は、ほぼ全域が妻籠宿重要伝統的建造物群保存地区に指定されている。また、馬籠峠から妻籠宿・三留野宿を経て与川峠までの中山道は、国の史跡に指定されていると同時に、長野県の信濃路自然歩道にも指定されている。</p> <p>妻籠宿の町並み、在郷の集落、男埴川の清流、男滝女滝の水飛沫、木曾桧の美林、それらを通る中山道が織りなす景観は、そこに生活する人々が守り育ててきた美しい景観である。</p> <p>こうした景観と保存の取り組みが国際観光地として高い評価を受け、多くの外国人の皆さんがハイカーとして当地を旅している。</p> <p>見解では、『馬籠峠から妻籠宿にかけての中山道付近を含む南木曾町周辺の水資源については、準備書第8章に記載のとおり全体として影響は小さいと予測しております。また、必要に応じて法令に基づき、事後調査を実施してまいりますので、調査について協定を結ぶことは考えておりません』（見解 133 頁）とあるが、地元住民の不安は拭えません。世界に誇るこの景観を保全するための対策について、評価書に記載し実施するとともに、万が一の場合の対応策と補償について、協定書または覚書を結ぶこと。</p> <p>また、男埴川は長野県が管理する1級河川であるため、河川の通年流量について県による調査をお願いしたい。</p>

項目	区分	見解	意見⑫
大気環境  騒音・振動			<p data-bbox="392 353 603 389"><u>県知事への意見</u></p> <p data-bbox="421 407 1509 533">環境保全の面から、完成後の非常口からもたらされる換気、排水、リニア走行時の微気圧波等による騒音・振動などが懸念されるため、その対策について環境影響評価書に明記し実施すること。</p> <p data-bbox="421 551 1509 631">南木曾町の閑静な生活環境を保全するため、単に国の環境基準を満たしているから良いではなく、現状の環境を保全するような対策を講じること。</p> <p data-bbox="421 649 1509 730">また、工事終了後における作業用道路、工事施工ヤード、非常口の用途が不明確であることから、その利用方法と管理の方法を明らかにすること。</p>